

平成 30 年 7 月 9 日

園芸用ハウス整備事業における園芸用ハウス及び附帯設備等の復旧について
産地・流通支援課

園芸用ハウス及び附帯設備等の復旧については、園芸用ハウス整備事業（災害復旧区分）が活用できます。

【補助対象】

ハウス本体及び附帯設備（換気設備、灌水設備、暖房設備、重油流出防止装置付燃料タンク、防除施設、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など）。

ただし、被災したハウスに設置されていた設備に限ります。

【補助対象限度額及び補助率】

- ・一般ハウス：900 万円／10a（県：2/5 以内、市町村：1/5 以上）
- ・軒高・高強度ハウス：1,200 万円／10a（県：2/5 以内、市町村：1/5 以上）
- ※重油流出防止装置付燃料タンク：130 万円／基（県：1/2 以内、市町村：1/4 以上）
- ※ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー及び養液設備：300 万円／10a（県：2/5 以内、市町村：1/5 以上）
- ※炭酸ガス発生機を含む環境制御装置：100 万円／棟（県：2/5 以内、市町村：1/5 以上）
- ※循環式殺菌処理装置：230 万円／棟（県：2/5 以内、市町村：1/5 以上）

上記の※以外の附帯設備のみが被害を受けた場合は、補助対象限度額算定のための被災面積の算出が困難であることから、復旧のため見積金額を補助対象限度額とします。

【事業実施上の留意点】

- ・事業により復旧する施設及び設備等について、処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地（この機会に設定することも可）であること。
- ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、重油流出防止装置付燃料タンクを合わせて整備すること。また、既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置（本事業では補助対象外であるが、別事業の利用は可能）すること。なお、やむを得ない事由により事業完了日までに設置できない場合は、事業完了日から起算して 3 年以内に設置すること。
- ・復旧に取り組む附帯設備等を他の事業により導入している場合は、別途、処分手続きが必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・市町村で 9 月補正が必要な場合は、議会議決前であっても申請受付（議決後に交付決定）を行います。また、交付決定前着手届の提出により県受理日から事業着手が可能です。

【問い合わせ先】

産地・流通支援課 担当：戸梶(賀)、田村
TEL：088-821-4543 FAX：088-873-5162

園芸用ハウス整備事業〔災害復旧区分〕について

事業の概要

台風等の自然災害により被災した園芸用ハウスの迅速な復旧と園芸産地の維持を図るため、園芸用ハウス等の復旧に対し、県と市町村が補助します。

補助の対象となる経費

被災直前まで営農活動を行っていた野菜、果樹、花卉の栽培用のハウス・設備を復旧するために必要な経費

①園芸用ハウスの再建・修繕、及び再建・修繕と一体的に行う附帯設備の取得・修繕

（自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスは補助対象）

②営農を再開するため、他人が所有又は利用していたハウスの修繕を行い、利用する場合の修繕費

③附帯設備（ヒートポンプ・木質バイオマスボイラー・養液栽培設備・炭酸ガス発生機を含む環境制御装置など）の取得・修繕
ただし、以下の様な経費は除きます。

機械室の復旧に要する経費、被災したハウスに導入していない設備、被災ハウスの解体・処分費、被覆資材等

なお、要綱の要件に該当する場合は、流出防止装置付き燃料タンクや防油堤を併せて整備する必要があります。

（設置期限：事業完了日から 3 年以内）

補助対象事業費の限度額と補助率

事業区分	基礎限度額 （/10a）	補助対象事業費 限度額	補 助 率		事業実施主体
			県	市町村	
①災害復旧区分	一般ハウス 900 万円 ※1. 2 軒高・高強度ハウス 1,200 万円		2/5 以内	1/5 以上	農業協同組合 農業者 市町村
②流動化復旧区分	450 万円 ※2	（基礎限度額×整備面積 ※5）から、受取共済金額又は相当額（本体及び附帯設備分）を控除した額	1/4 以内	1/4 以上	
③附帯設備復旧区分	設備により異なります ※3		1/3 以内	1/5 以上	
流出防止装置付 燃料タンク設備 ※4	130 万円/基		1/2 以内	1/4 以上	

※1 ①区分：軒高ハウスとは軒高が 2.5m 以上のハウス、高強度ハウスとは耐風速 35m/秒以上のハウスを指します。
（基礎限度額は、復旧後のハウスの仕様です。）

※2 ①、②の区分：限度額に上乗せとなる附帯設備
・ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー又は養液栽培設備は、300 万円/10a 上乗せ
・循環式殺菌処理装置は、230 万円/棟 上乗せ
・炭酸ガス発生機を含む環境制御装置は、100 万円/棟 上乗せ

※3 ③の区分：附帯設備の基礎限度額は、上記※2と同額（被災したハウスに設置されていた設備に限る。）

※4 重油ボイラーを補助対象とする場合、又は津波浸水域のハウスを整備する場合は、流出防止装置付き燃料タンクを整備する必要があります。
また、既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤の設置が必要です。（補助対象外）
なお、事業期間内に上記設備の設置が困難な場合は、事業完了日から起算して 3 年以内に設置して下さい。

※5 整備面積は、被災状況により個別に判断します。（算出例：被災ハウス面積×NOSAI 損害評価割合×2）

復旧の方法

①農業協同組合が事業実施主体となり、復旧する場合

農協が、被災を受けた施設や設備の再建・修繕を行い、復旧した部分を受益者に賃借する方式となります。

②農業者の方が事業実施主体となる場合

農業者の方が自らが事業実施主体となり、被災を受けた施設や設備の再建・修繕を行います。

～ お問い合わせ先 ～

被災された農業者の方は、まずは市町村にて相談ください

県窓口：高知県農業振興部 産地・流通支援課 TEL 088-821-4543